

(案)

高知県中小企業・小規模企業振興指針

令和 4 年 3 月 制定

令和 7 年 3 月 改定

高 知 県

《 目 次 》

第 1 章 指針策定の趣旨

- 1 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について
- 2 高知県中小企業・小規模企業振興条例について
- 3 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

第 2 章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

基本方針 1 「経営基盤の強化」及び「経営革新の促進」

- ①事業戦略や経営計画等の策定・実行支援
- ②生産性向上の後押し
- ③新たな技術、製品及びサービス等の開発の促進
- ④知的財産の活用及び産学官の連携の促進

基本方針 2 「創業の促進」及び「事業承継の円滑化」

- ⑤創業及び新たな事業の創出の促進
- ⑥円滑な事業承継の促進
- ⑦中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

基本方針 3 「販路等の拡大」

- ⑧地産外商の強化

基本方針 4 「資金供給の円滑化」

- ⑨事業資金の円滑な供給の促進

基本方針 5 「人材育成及び確保」

- ⑩事業活動を担う人材の育成及び確保の推進
- ⑪働き方改革の推進

基本方針 6 「地域の活性化や地域の多様な資源の活用の促進」

- ⑫商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進
- ⑬地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

基本方針 7 「環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応の促進」

- ⑭脱炭素化をはじめとする SDGs 等の新しい課題への対応の促進
- ⑮自然災害や感染症への対応の促進

第 3 章 指針に基づく施策の推進

- 1 推進体制について
- 2 県民理解の促進について
- 3 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について
- 4 指針の見直しについて

第 1 章 指針策定の趣旨

1. 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について

本県の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）は、企業数の 99.9%、従業者数の 91.3%と県内企業の大部分を占め、ものづくりやサービスの提供、農林水産物の出荷などを通じて県経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしています。

また、中小企業等は業種、規模、経営方針やビジネスモデルも多種多様であり、様々なサービスや就業の機会を提供することで、地域社会や県民生活を支えるなど、本県にとって欠かすことのできない重要な存在です。

しかしながら、全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、人口減少によるマーケットの縮小や後継者不足に伴い、企業数、従業者数ともに減少しています。

企業数等の減少は、本県経済規模の縮小に拍車をかけるとともに、地域における十分なサービスの提供や雇用の維持ができなくなるなど、県経済及び県民生活に深刻な影響を及ぼします。

こうした影響の解消に向けては、中小企業等の安定した事業継続及び多様で活力ある成長は必要不可欠であり、今まで以上に中小企業等の振興が求められる状況になっています。

企業数

区分	平成 24（2012）年①		令和 3（2021）年②		対比 ②-① （増減率）	
		構成比		構成比		
中小企業	26,970 社	99.9%	22,403 社	99.9%	△4,567 社	△16.9%
うち小規模企業	24,116 社	89.3%	19,678 社	87.8%	△4,438 社	△18.4%

従業者数

区分	平成 24（2012）年①		令和 3（2021）年②		対比 ②-① （増減率）	
		構成比		構成比		
中小企業	173,073 人	92.7%	162,114 人	91.3%	△10,959 人	△6.3%
うち小規模企業	79,056 人	42.4%	64,265 人	36.2%	△14,791 人	△18.7%

資料：中小企業白書（2024 年版）

【中小企業等の定義】

日本標準産業分類で指定している下記の業種を対象とする（事業を営む会社又は個人）

A 農業、林業	G 情報通信業	M 宿泊業、飲食サービス業
B 漁業	H 運輸業、郵便業	N 生活関連サービス業、娯楽業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	I 卸売業、小売業	O 教育、学習支援業
D 建設業	J 金融業、保険業	P 医療、福祉
E 製造業	K 不動産業、物品賃貸業	Q 複合サービス業※
		※うち農林水産業協同組合は対象外
F 電気・ガス・熱供給・水道業	L 学術研究、専門・技術サービス業	R サービス業（非営利的団体等他に分類されないもの）※
		※うち政治団体、宗教、外国公務は対象外

公序良俗に反する事業、暴力団又は暴力団と関係がある中小企業等による事業は対象外とする

《参考》

中小企業基本法における「中小企業者」「小規模企業者」の定義

●中小企業者

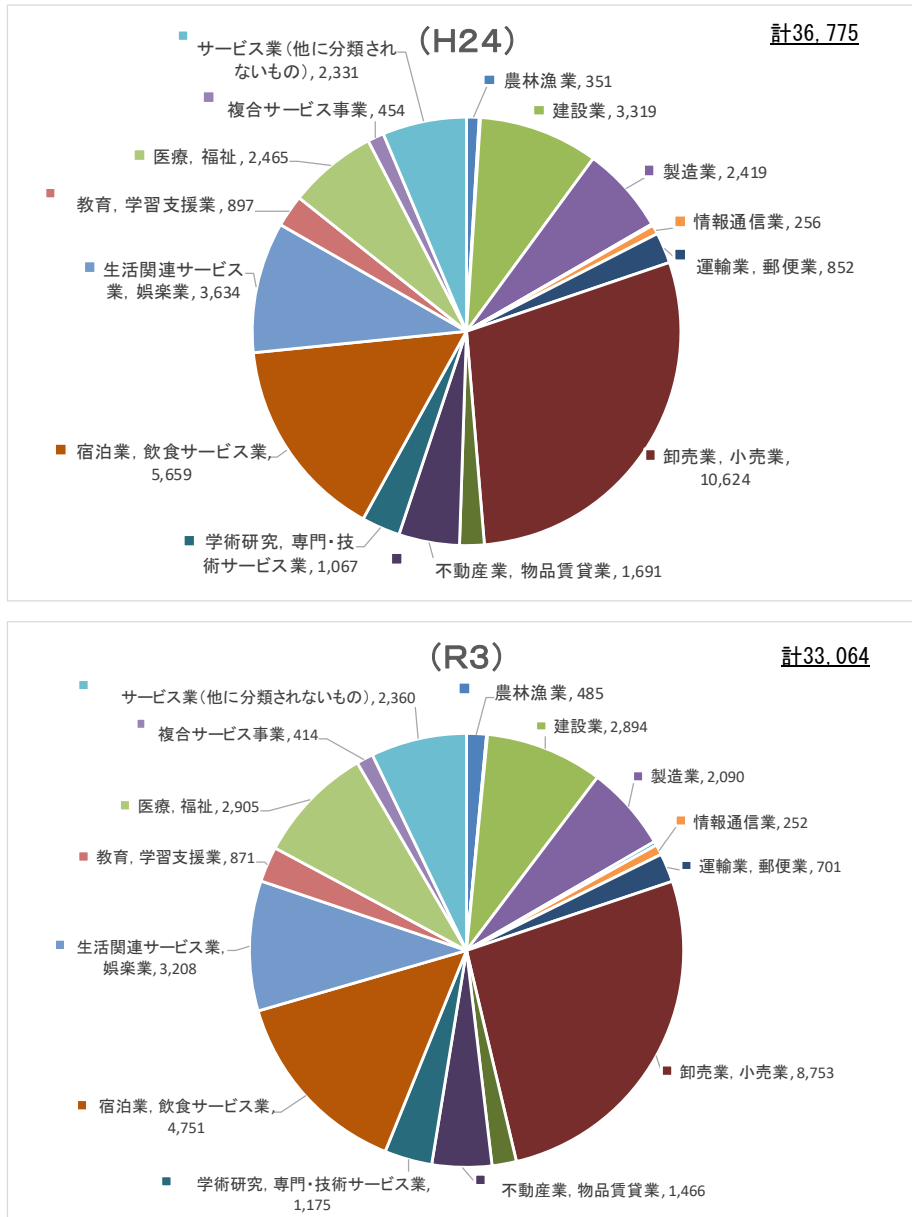
中小企業者の範囲は、次表の A、または、B のいずれかに該当する者としてします。

主たる事業として以下の事業を営む会社又は個人	A 資本金または出資総額	B 常時使用する従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種（2 から 4 までの業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下
2 卸売業	1 億円以下	100 人以下
3 サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
4 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

●小規模企業者

小規模企業者とは、中小企業者のうち、おおむね常時使用する従業員数が 20 人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は 5 人）以下のものとしてします。

【事業所数の推移】



資料：高知県統計書

「農林漁業」「医療・福祉」では事業所数が増加。

「建設業」「製造業」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」では事業所数が減少。

農林漁業 H24 351 事業所 → R3 485 事業所 (+38.2%)

建設業 H24 3,319 事業所 → R3 2,894 事業所 (△12.8%)

製造業 H24 2,419 事業所 → R3 2,090 事業所 (△13.6%)

卸売業・小売業 H24 10,624 事業所 → R3 8,753 事業所 (△17.6%)

宿泊業・飲食サービス業 H24 5,659 事業所 → R3 4,751 事業所 (△16.0%)

医療・福祉 H24 2,465 事業所 → R3 2,905 事業所 (+17.8%)

2. 高知県中小企業・小規模企業振興条例について

本県では、これまで「産業振興計画」「日本一の健康長寿県構想」「建設業活性化プラン」「中山間総合対策」「南海トラフ地震行動計画」などの各種計画等の推進や、様々な施策を実施することで、幅広く経済の活性化や県民生活の維持・向上に取り組んできたところです。

そうした取組により、人口減少下でも拡大する経済へと構造を転じつつあるなど、様々な成果が現れてきました。

しかしながら、これまでの各種計画の取り組みではフォローし切れていない産業分野があることや、各産業分野ごとの計画等には、中小企業振興の理念や方向性を共有する枠組が無いという課題がありました。

そうした課題に対応し、地域における経済活動や活力の維持・向上を図るため、高知県中小企業・小規模企業振興条例（以下「条例」という。）が令和3年3月に制定されました。

3. 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

（1）考え方

条例では、知事は中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するための「指針」を策定することとしています。

県内中小企業等を取り巻く経営環境は、国内人口の減少、少子高齢化や人手不足、地球温暖化、インターネット環境やIT技術の普及、グローバル化の進展、物価の変動など大きく変化し、また複雑化しています。

こうした中で中小企業等が持続的な成長を成し遂げるためには、生産性の向上や省エネルギー化などを通じて各産業分野の「稼ぐ力」を高めながら、賃金引き上げと円滑な価格転嫁の好循環を実現するとともに、事業継続に欠かせない担い手を確保することが重要です。

このため、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流を先取りし、社会経済の構造転換を図っていきます。あわせて、「生産性の向上」の取組と「働き方改革の推進」の取組を一層強化し、これらを両輪で進めていくことで、女性・若者・外国人など多様な人材が活躍できる環境

づくりを進め、誰もがやりがいを持っていきいきと働ける企業へと成長を促していきます。

指針は、この目指す姿を踏まえ、「地域地域で中小企業等が、まずは事業を継続し、そのうえで成長が図られるよう、取り組む方向性」を示すものです。

(2) 進め方

条例では、中小企業等を振興するために普遍的かつ一般的な7つの「基本方針」を定めていますので、指針ではこの「基本方針」を念頭に置いたうえで、社会情勢や環境変化等に対応した具体的に取り組むべき方向性を示します。指針は、外部有識者で構成する高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見等を踏まえ、次に掲げる15の「施策の基本的方向」を定めています。

今後、この指針に基づき、審議会において県の施策を定期的に検証するとともに、県では、検証結果を踏まえて施策を推進します。

また、指針に基づく施策を、令和10年3月まで実施したうえで、これを総括し、指針の見直しを行います。

なお、毎年、施策を検証する中で、指針の見直しが必要となる場合には柔軟に対応します。

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

中小企業等の事業の継続と成長を実現していくためには、条例第5条に規定されている様に、中小企業等が自主的に経営の向上及び改善に努めることが前提となります。

そのうえで、県や支援団体は、中小企業等の意欲を喚起する仕掛けを講じることや、経営の向上及び改善に必要な情報を届けることが必要です。また、支援にあたっては、中小企業等の意欲や規模、成長段階に応じた伴走支援を行っていくことが重要です。

加えて、事業者単体では取り組むことが困難な需要の喚起や、交流人口の拡大などに取り組むことも重要です。

その際には、経営資源に限りのある中小企業等においては事業者間のつながりによる事業展開も有効な手段となることから、デジタル技術も活用しながら、事業者同士の連携した取組を促進・支援していく必要があります。

〔基本方針 1 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること（条例第 11 条第 1 項）〕

① 事業戦略や経営計画等の策定・実行支援

中小企業等が成長・発展を続けていくためには、自社が有する経営資源（人材、資金、設備等）を的確に把握し、確保・活用していくことが重要です。

そのためには、事業戦略や経営計画等（以下「戦略等」という。）を策定し、これらを着実に実行していくことが求められます。これまでの取組により、各産業分野における戦略等の策定が一定進んできておりますが、経営環境の変化により戦略等の見直しを図る必要性も出ております。

このため、県では、戦略等の策定・見直し・実行支援に各産業分野で取り組みます。

② 生産性向上の後押し

担い手が減少する中、中小企業等が地域地域で事業を継続していくため、また、国内外の市場において「外商」のさらなる推進を目指して競争力を強化するためにも、継続的に業務の効率化や省力化を進めることが必要です。

また、例えば、増加する介護需要に対しても、担い手不足の中で介護の質を維持・向上し、介護施設が地域での役割を継続的に果たしていくために、業務改善に向けた課題の分析と実践による業務の切り分けやデジタル技術の活用による業務効率化・省力化を進めることが必要です。

このため、県では、関連支援機関との連携強化や外部アドバイザーの積極的活用、デジタル技術の活用促進など中小企業等の生産性の向上を後押しするための取組を進めます。

③ 新たな技術、製品及びサービス等の開発の促進

少子高齢化の進行や価値観の多様化による市場ニーズの変化に加え、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化をはじめとする SDGs の達成に向けた取り組みが進展するなど、中小企業等を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

こうした状況において、中小企業等が事業を継続し成長していくためには、市場の変化に応じた新たな製品や技術、サービス等（以下「製品等」という）を継続的に開発することが必要です。

このため、県では、関係機関と連携し、社会環境の変化などを捉えながら、市場のニーズに応じた新たな製品等の開発支援に取り組みます。

④ 知的財産の活用及び産学官の連携の促進

インターネット環境の充実等により事業活動が国内外に拡大したことにより競争が激化しています。また、市場ニーズの多様化や変化のスピードが速まる中、中小企業等が自社だけで革新的な製品等を開発することが困難になってきています。産学官のそれぞれが持つ研究成果の普及促進を図り、取得した知的財産の活用を促進するとともに、関係者の知的財産への理解を深めることが重要です。

このため、県では、大学等との共同研究や他企業などとの連携による市場ニーズに即した製品等の開発支援に取り組む等、産学官連携をより一層促進します。

〔基本方針 2 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること（条例第 11 条第 2 項）〕

⑤ 創業及び新たな事業の創出の促進

人口減少が進む中、地域に必要なサービスを維持していくため、そして、製品やサービスの付加価値を高めるためにも、常に中小企業等による新しい挑

戦が生まれ続けることが重要です。

また、社会・経済構造の変化に対応するために、新分野への進出や業態転換等、事業再構築の検討も必要です。

このため、県では、継続的に新たな挑戦が行われる環境を整え、創業や新たな事業の創出支援に取り組みます。

⑥ 円滑な事業承継の促進

中小企業等が培った技術や人材を次の世代に引き継いでいくことは、地域経済の維持・発展のために重要です。全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、経営者の平均年齢が全国的に見ても高いことや、黒字であるにも関わらず廃業を選択する中小企業等も出てきていることなどから、事業承継は喫緊の課題です。事業承継は後継者探しをはじめ、社内体制の整備や財務の見直し等、対応すべきことは多く、準備を早く始める必要があります。また、承継に係る手法によっては専門知識が必要となる場合もあります。

このため、県では、関係機関と連携しニーズ等の掘り起こしからアフターフォローまで切れ目なく一貫支援をすることにより、円滑な事業承継につながるよう取り組みます。

〔基本方針 2 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること（条例第 11 条第 2 項）〕

〔基本方針 3 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること（条例第 11 条第 3 項）〕

⑦ 中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

域外からの企業の進出は当該分野の生産額及び雇用される従業員数の直接的な増加だけでなく、県内中小企業等にとって新たな取引の開始や、これまで県外で行っていた工程を県内で行うことができるようになるなど、様々な形の相乗効果が期待されます。

このため、県では、引き続き企業誘致の受け皿となる安全・安心で利便性の高い工業団地等の継続的な開発や誘致に係る支援制度の充実に努め、中小企

業等の振興につながる企業誘致に取り組みます。

〔基本方針 3 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること

（条例第 11 条第 3 項）〕

⑧ 地産外商の強化

全国に先駆けて人口減少・少子高齢化が進行し、県内市場が縮小を続ける中、本県経済の活性化を図るため、これまでに「外商」できるモノやコトを増やす「地産」と、活力ある県外市場に打って出る「外商」の推進に取り組んできた結果、食料品の輸出額や防災関連産業の売上高などに着実に取組の成果が出てきています。しかしながら、社会・経済構造は絶えず変化し続けています。

このため、県では、こうした変化を的確に捉え、デジタル技術も活用しながら、新たなニーズに対応する「地産外商」の強化を図ります。また、全国においても人口減少や少子化、高齢化が進行することが見込まれることから、海外にも目を向けた輸出や観光客誘致の取り組みを強化します。

〔基本方針 4 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること

（条例第 11 条第 4 項）〕

⑨ 事業資金の円滑な供給の促進

資金力が十分でない中小企業等にとって、事業活動に必要な資金が円滑に供給されることは重要です。経営の安定や成長・発展、自然災害・経済危機・感染症の流行などの危機管理といった様々な段階・事象におけるニーズに応じた円滑な融資制度等を構築する必要があります。

このため、県では、中小企業等のニーズを把握した上で、機動的に対応することが可能となる制度融資を設けるなど、事業活動に必要な資金の安定的で円滑な供給を促します。

〔基本方針 5 中小企業・小規模企業の人材育成及び確保を図ること

（条例第 11 条第 5 項）〕

⑩ 事業活動を担う人材の育成及び確保の推進

県内のあらゆる分野の中小企業等が事業を継続・成長させていくためには、担い手となる人材の育成と確保が重要です。

今後、少子高齢化による人口減少がさらに進行していく中で、ますますその重要性は高まってきます。

このため、県では、学校教育の段階からの人材育成等や県外からの UIJ ターンを含めた人材確保の支援に取り組みます。

⑪ 働き方改革の推進

全国に先駆けて少子高齢化・人口減少が進行している本県においては、多様な人材が活躍できる雇用環境を整備し「働きやすさ」を確保したうえで、さらに「働きがい」を高めて従業員の確保・定着につなげる必要があります。

このため、県では、女性・高齢者・障がい者・外国人・就職氷河期世代等の多様な人材が活躍できるような職場環境整備を推進します。また、誰もが「仕事」と「仕事以外の生活」の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方の実現に向け、ワークライフバランスの取り組みを推進します。特に、デジタル技術の活用は多様な働き方の実現に効果があると考えられることから、テレワーク等の活用を推進します。

さらに、本県では、働き盛りの男性の死亡率が全国に比べて高いことから、従業員の健康管理を重視した健康経営の取り組みを推進します。

[基本方針 6 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化や地域の多様な資源の活用を促進すること（条例第 11 条第 6 項）]

⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進

暮らしを支え、人々が交流する商店街等は、地域のコミュニティや地域経済の活性化に大きな役割を果たしています。しかしながら、人口減少により中山間地域で商業機能が衰退し、また、市街地でも空き店舗が増加するなど空洞化が進んでいます。地域の賑わいや利便性を確保していくためには、今いる地域事業者の活性化と、空き店舗を活用した新規出店等による新陳代謝を図ることが必要です。

このため、県では、商店街等の振興計画や個々の事業者の経営計画の策定・実行支援、空き店舗の活用による新規創業への支援などにより、地域の活性化に取り組めます。

⑬ 地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

本県には農林水産品の一次産業資源をはじめ、地域地域に多様な資源や地域に根ざした伝統があります。これらは本県の強みであり、地域の活性化のためにそれらを持続的に発展させ活用していくことが必要です。

このため、県では、担い手確保や市場ニーズ等に対応した製品等の開発・磨き上げを促進し、海外市場も見据えた外商活動を展開していくことなどにより、本県の豊かな地域資源や伝統ある地場産業の活性化に取り組めます。

〔基本方針 7 中小企業・小規模企業の環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること（条例第 11 条第 7 項）〕

⑭ 脱炭素化をはじめとする SDGs 等の新しい課題への対応の促進

世界全体で脱炭素化をはじめとする SDGs の達成に向けた取り組みが進められており、中小企業等においても、SDGs で定める開発目標や 2050 年カーボンニュートラルを意識した対応が求められています。

また、絶えず変化する環境の中で、新たな課題が生まれることが想定されます。

このため、県では、脱炭素をはじめとする SDGs の理念等の中小企業等の理解を深めるとともに、今後生じる新たな課題に対して迅速な対応ができるよう支援していきます。

⑮ 自然災害や感染症への対応の促進

東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大も経験し、県内の多くの中小企業等が、非常時においても事業を継続すること、また、減災対策を進めることが求められることとなりました。

このため、県では、様々なリスクに中小企業等が対応できるよう、事業継続

計画（BCP）の策定や実効性を高める取組を加速していきます。

特に、多くの要配慮者が入所している施設については、個別訪問・個別相談を実施するとともに、参考例を提供するなど、施設に寄り添った BCP の策定支援に取り組めます。

あわせて、中小企業等の減災対策をより一層進めていきます。

第3章 指針に基づく施策の推進

1. 推進体制について

取組の主体となる中小企業等に加え、県や関係機関が相互に連携・協働し、「オール高知」で中小企業等の振興を目指します。

2. 県民理解の促進について

中小企業等は、地域経済の発展や雇用の確保に貢献するとともに、地域社会の担い手としても県民生活を支える重要な存在であることから、県広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら施策を推進します。

3. 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について

中小企業団体、各産業団体、有識者で構成される高知県中小企業・小規模企業振興審議会を毎年度開催し、施策の実施状況や成果、課題の検証を行います。また、この指針の実施状況については、毎年度、取りまとめのうえ、県ホームページを通じて公表します。

4. 指針の見直しについて

審議会から、指針に対するご意見をお聞きしながら、経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に内容の見直しを行い、中小企業等のニーズに即した効果的な施策を推進します。